

大衡村障害者活躍推進計画

機関名	大衡村役場
任命権者	大衡村長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
大衡村（長部局）における障害者雇用に関する課題	大衡村役場においては、職員総数が90人弱程度の機関であり、障害者の法定雇用者数1名を達成している状況である。今後、法定雇用率の大幅な引き上げによっては、法定雇用率未達成となることも考えられる。
目標	
① 採用に関する目標	○在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。 現在の障害者の雇用数を下回らないよう、障害者の雇用について理解を図る。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を設定する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。 ○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。 ・特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

大衡村教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	大衡村教育委員会
任命権者	大衡村教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
教育委員会部局における障害者雇用に関する課題	大衡村教育委員会においては、職員総数が15人弱程度の機関であり、すべての職員が大衡村からの出向者のため教育委員会として職員（障害者を含む）の募集・採用は行っていない。 今後、障害者の職員が在籍することになった場合は、組織的な体制整備が必要である。
目標	
③ 採用に関する目標	○障害者の雇用について理解を図る。
④ 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者である職員の相談窓口を設定する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。 ○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。 ・特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○取組内容については、「大衡村障害者活躍推進計画」に準じる。

大衡村障害者活躍推進計画

機関名	大衡村議会事務局
任命権者	大衡村議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
大衡村議会事務局における障害者雇用に関する課題	<p>大衡村議会事務局については、職員総数が3人程度の小規模な機関であり、職員は大衡村（長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行っていない。よって、障害者に限定した募集・採用も行っていない。</p> <p>これまで職員の中に障害者がいなかったため、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
⑤ 採用に関する目標	職員は大衡村（長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。
⑥ 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○職員は大衡村（長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行っていないことから、雇用推進者は長部局と同一の総務課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。</p>
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。